

細

則

第1条 登録手数料

- 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。なお、会員が本スクールの2種別目以降の会員種別に登録する場合は、1種別ごとに入会手続きと登録手数料は支払うものとする。

登録手数料	3,300円（税込）
2.	会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返還しないものとする。

第2条 年会費

会則第7条第1項における年会費は、本スクールは徴収しないものとする。

第3条 会員種別と対象

本スクールの会員種別の対象年齢は、次の通りとする。

会員種別	対象
ベビースイミング	6ヶ月児～2歳児
ジュニアスイミング	3歳児～中学生
体育	4歳児～小学生
ダンス	4歳児～小学生
チアダンス	3歳児～小学生

*ベビースイミングの保護者は、会員と同居する親族で、入会資格を満たす方とする。

第4条 月会費

- 本スクールの会費の月額（当月1日から当月末日まで）は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費（税込）
ベビースイミング	9,900円
ジュニアスイミング（週1回）	9,900円
ジュニアスイミング（週2回）	12,100円
ジュニアスイミングマスタークース（週3回）	12,870円
体育	9,900円
ダンス	8,470円
チアダンス	8,470円

- スイミングスクールに登録し、他の会員種別を追加で登録する場合、追加した会員種別の月会費より1,100円（税込）割引くものとする。
- 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を支払うものとする。
- 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
- 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

第5条 兄弟姉妹割引制度

兄弟姉妹割引制度（以下「本サービス」という。）は、同居親族の兄弟姉妹が同じ期間中に本スクールに2名以上で会員登録をしている場合に限り、2人目以降の会員の第4条第1項における月会費から1,100円（税込）を割引く制度とする。なお、経済情勢等の事由により本サービスの提供を終了する場合がある。

第6条 変更手数料

会則第11条第1項における本スクールの変更手数料は、1回につき550円（税込）とする。

第7条 休会費

会則第12条第2項における本スクールの休会費は、月額2,200円（税込）とする。

第8条 会員証の再発行

会則第16条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,100円（税込）とする。

第9条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

第10条 振替制度

- 会員は、会員種別に応じて、欠席分を欠席日の1週間前より3ヶ月以内に振替にてレッスンを受講することができる。
- 前項の振替にて受講を希望する場合は、振替希望日の次の時間までにWEBにて申込むものとする。なお、級別に定員があるため、定員に達しているクラス（級）は振替ができないものとする。

時間	当日正午まで ※午前中のレッスンは、当日午前8時まで
----	-------------------------------

第11条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的の指導方法に従い受講するものとする。

第12条 スクールバス

会則第21条におけるスクールバスは、本スクールは運行しないものとする。

第13条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの保護者本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

第14条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクールの所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

第15条 本細則の発効

本細則は2023年11月1日より発効する。